

監査委員事務局組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県監査委員 中 平 均
岩手県監査委員 工 藤 勝 子
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

監査委員事務局組織に関する規程の一部を改正する訓令

監査委員事務局組織に関する規程（平成7年岩手県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務局の分掌事務) 第2条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。 [略] 企画調整担当 (1)~(4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略]	(事務局の分掌事務) 第2条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。 [略] 企画調整担当 (1)~(4) [略] <u>(5) 健全化判断比率及び資金不足比率の審査に関すること。</u> (6) [略] (7) [略] (8) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。